

大阪市市長 殿

大阪市浪速区敷津西 2-7-17
全建総連大阪建設労働組合
執行委員長 谷内 邦久

建設労働者・職人、従事者の仕事と暮らしの改善に関する要望書

《要望事項》

- 改正担い手3法の目標・効果を実現するために、実効性ある具体的な運用を図り、建設現場従事者全体の賃金・単価引き上げ、労働条件改善について
 - (1)公共工事設計労務単価は13年連続上昇し、全職種平均で24,842円と過去最高値を更新しました。技能労働者の賃金は私たちの調査では横ばいもしくは微増となっていますが、今般の物価高騰に賃金の上昇が追い付いていないのが実情です。賃金増加こそが建設産業全体の入職者を多くし、未来ある建設産業を形成するものだと考えています。貴市発注工事での技能労働者の賃金実態などについて教えてください。また適正な賃金が支払われる制度等の実施状況を教えてください。
 - (2)最終下請まで「標準労務費」が確保され、全ての技能者の適正な賃金確保、処遇改善等が図れるよう元下取引の適正化、建設Gメン等による調査をしてください。
 - (3)国は、法定福利費を含まない契約は「法令違反のおそれ」と強く戒め、国土交通省は公共工事設計労務単価に加えて支払うべき必要経費は法定福利費を含み41%と明記していますが、法定福利費がもらえている事業主は少数にとどまっています。実態を把握し、あらためて指導を強化してください。法定福利費を請求しても支払われない場合は、しかるべき行政指導を行なってください。
 - (4)働き方改革関連法の施行にともなう、年次有給休暇の取得義務や「週休2日」「週40時間」を基本とした就労の実現、処遇改善を進めるには適正な工期と必要な経費が確保されることが前提となります。予定価格の積算段階では工期が必然的に延びたり、経費が必要になることで諸経費に補正係数を導入し進められていると思いますが、必要経費を確保するため労務費の補正係数を引き上げ、計上された必要経費が確実に賃金に反映されるように指導してください。
 - (5)「雇用」と「請負」を明確にし、「雇用」には法定福利費を完全に行き渡らせ、「請負」に対しては一人親方等の特別加入労災保険料を含む請負代金での契約を交わすべきです。国土交通省では、「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、一人親方チェックリストや建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用など検討、規制逃れを目的とした対策と一人親方と建設企業の適正取引の推進などにつなげる道筋案を取りまとめています。大阪市として偽装請負防止のための具体策についてお聞かせください。
 - (6)建設キャリアアップシステム(CCUS)は、職能や経験を可視化することで建設労働者の処遇改善につながるものと期待されています。貴市発注工事での建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応および普及をすすめてください。
 - (7)建設工事入札の平均落札率をご回答ください。
 - (8)建設業退職金共済制度(建退共)の普及促進のため、受注業者に対する指導と対象労働者の手帳交付を義務付けてください。
 - 1) 建退共証紙が確実に現場労働者に行き渡るよう点検指導を強めてください。
 - 2) 証紙の不要届(辞退届)については、提出事業所の実態を確認し貼付を徹底してく

ださい。また「自社退職金制度」があったとしても、労働者福祉の観点からも貼付指導をお願いします。

2. 全国的に公契約条例(公共工事における賃金確保法)の制定が相次いでおり、賃金の下限額が定められた公契約条例により建設労働者の賃金確保に一定の効果을上げています。貴市においても、公共建築物の質の確保と建設業界の健全な発展、現場労働者の「適正な賃金」の確保のため「公契約条例」を制定してください。
3. 働いたが賃金や代金が払われないことは絶対にあってはならないことですが、現実には最終下請業者や労働者・職人が「不払い」にあります。
 - (1)貴市の発注工事において、下請や職人が不払いにあった場合、建設業法第41条に基づく元請による立替払いを確保し、下請負業者等との間で請負代金、資材費、賃金の不払い等による紛争があったときは、貴市の責任において問題解決を図ってください。
 - (2)昨年度(2024年4月～2025年3月)の不払い相談件数と解決件数を教えてください。
4. 地域建設業の振興や市民が安心して住み続けられる住宅づくりのために、住宅リフォームや地域商店のリニューアルに関する助成制度を創設してください。
5. 市民の生命を震災から守るためには住宅の耐震改修が欠かせません。すべての住民が活用できる対策と、建築年月日の拡大等の補助条件緩和など耐震診断・改修補助事業を拡充してください。
6. 地球温暖化の影響による夏期の気温上昇で熱中症による労働災害が増加しています。厚生労働省の資料では熱中症による死亡災害は高止まりの傾向が続いています。2025年6月1日の改正労働安全衛生規則の施行に伴い発注者責任として、現場で働く建設労働者のいのちと健康を守るため、猛暑時に配慮した「夏工期」「夏単価」の導入の指導と空調服の購入補助制度を創設してください。
7. アスベストの飛散防止対策は徹底した対応が求められます。露出した吹付けアスベストの含有調査・除去工事等の補助制度は継続し、アスベスト建材が多数使用されている既存建築物の解体での飛散防止について助成制度を創設してください。
8. アスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須になり、2023年10月からは有資格者による事前調査も義務付けられました。国は規制の強化を打ち出していますが、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設従事者の健康被害も心配され、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても併せて求められます。アスベストの調査・除去費用は建物所有者が負担することとなり、アスベストの健康被害および関連法改正の周知徹底と、国土交通省の「住宅・建築物ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度に拡充するよう国に働きかけてください。
9. 私たちの大阪建設国民健康保険組合(大建国保)への事業助成補助金の復活をお願いします。